

令和7年10月 金山町議会臨時会会議録

金山町議会

招集年月日	令和7年10月15日
招集場所	役場議場
開会	午前10時

令和 7 年 1 0 月 1 5 日（水曜日）

令和 7 年 1 0 月金山町議会臨時会 会議録
（第 1 日目）

令和7年10月金山町議会臨時会 会議録

令和7年10月15日

午前10時 開会

1. 応招議員

1番 矢口政一 議員

2番 五十嵐優一 議員

3番 中村忠行 議員

4番 寒河江宏一 議員

5番 須藤典夫 議員

6番 宮林聡志 議員

7番 大場洋介 議員

8番 星川智子 議員

9番 沼澤道也 議員

10番 栗田保則 議員

2. 不応招議員 なし

3. 出席議員 9名

4. 欠席議員 8番 星川 智子 議員

5. 会議録署名議員 9番 沼澤 道也 議員 1番 矢口 政一 議員

6. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	佐 藤 英 司	副 町 長	小 関 啓 幹
教 育 長	欠 席	総 務 課 長	川 崎 勉
町民税務課長	長 倉 章	環境整備課長	三 上 裕 一
教 学 課 長	佐 藤 英 樹	産 業 課 長	庄 司 紀 一
		(併農業委員会事務局長)	
健康福祉課長	正 野 学	総合政策課長	柴 田 直 樹
会 計 管 理 者	古 澤 幸	診療所事務長	松 澤 和 仁
(兼出納室長)			

7. 議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 後 藤 隆 行

8. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長提出議案の一括上程
- 日程第4 提案理由の説明
- 日程第5 提出議案の説明
- 日程第6 議案審議

令和7年10月15日

午前10時開会

○栗田議長

皆さん、おはようございます。

はじめに、星川智子議員から、親族の入院看護のため、また、鈴木教育長から、令和8年度採用管理職候補者選考のため、欠席届の提出があり、受理しておりますので、ご報告いたします。

本日の出席議員数は、9名です。

定足数に達していますので、ただいまから、令和7年10月金山町議会臨時会を開会します。

それでは、議事日程をお開き願います。

日程第1 会議録署名議員の指名

○栗田議長

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、9番の沼澤道也議員と、1番の矢口政一議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○栗田議長

次に、日程第2「会期の決定」を議題とします。

本臨時会の会期については、先に議会運営委員会が開催され、協議されていますので、その結果について、矢口政一委員長より報告を求めます。

○矢口委員長

はい。

○栗田議長

矢口委員長。

○矢口政一議会運営委員長

それでは、わたくしから、先ほど、特別会議室におきまして、議会運営委員会を開催し、本日の会期等について、協議を行いましたので、ご報告いたします。

本日開会の令和7年10月金山町議会臨時会の会期は、本日1日とすることとしましたので、ご報告いたします。

○栗田議長

ありがとうございました。

お諮りします。

本臨時会の会期は、ただ今、矢口委員長の報告のとおり、本日１日と決定することに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、会期は、本日１日とすることに決定しました。

日程第３ 町長提出議案の一括上程

○栗田議長

次に、日程第３「町長提出議案の一括上程」を行います。

議第86号 令和７年度 金山町一般会計補正予算（第６号）

議第87号 普通河川鍋倉川支川河川災害復旧工事変更請負契約の締結について

以上、２件を一括上程します。

日程第４ 提案理由の説明

○栗田議長

次に、日程第４「提案理由の説明」を求めます。

町長。

○町長

おはようございます。

本日は、何かとご多忙の中、金山町議会10月臨時会にご出席を賜わり、厚くお礼を申し上げます。

提案いたします議案は、議事日程にございますように、議第86号及び議第87号の２件であります。

その内容は、	補正予算	１件	
	その他	１件	でございます。

はじめに、議第86号 令和７年度金山町一般会計補正予算（第６号） でございますが、歳入歳出に340万円を追加し、補正後の総額を54億300万3千円とするものでございます。

その内容といたしまして、総合政策課関係では、かねやま清い心の町創造事業として、今後の地区の担い手を育成するための地区役員の視察研修を予定しており、バスの使用料15万円を増額し、報償費を減額する組み換え補正を計上しております。

次に、健康福祉課関係でございますが、冬期間の低所得者世帯の燃料購入に係る家計の負担軽減を図るため、例年、福祉燃料購入支援事業費補助金を交付しているところですが、昨年度は１世帯当たりの県補助金が5,000円に対し交付額１万円としましたが、今年度は県補助金が2,500円のため交付額を7,500円で当初予算に計上しておりました。

しかしながら、物価高騰が続いていることに鑑み、昨年度同様１世帯１万円を交付すること

とし、75万7千円を増額いたしております。

次に、産業課関係でございますが、8月専決補正予算におきまして農作物渇水対策事業費補助金を計上し、県3分の1、町6分の1、合わせて2分の1補助として交付をしまいましたが、交付申請数が想定よりも多くなりましたことから、150万円を増額いたしております。

次に、環境整備課関係でございますが、街並み景観づくり100年運動推進事業におきまして、今年度、街並み景観条例のガイドラインに合致した建築物について、町内事業所が行った屋根・外壁等の再塗装に対し街並み景観助成金制度を拡充しておりますが、それに伴い申請件数が増加したことにより30万円を増額いたしております。

次に、教学課関係でございますが、金山小学校プール等災害復旧工事につきましては令和6年度からの繰越事業としておりますが、9月3日、4日と国の査定が実施された結果、工法の見直し等により想定算定額よりも工事費が増高したことから、繰越予算とは別に令和7年度予算として78万8千円を増額いたしたところで。

また、スクールバス運行維持管理事業につきまして、スクールバスが車検や修繕を行う際は、役場のバスなどによる代替運行を行っておりますが、このたび廃車予定としていた旧スクールバスについて、確認をしたところ、車検時等の代替バスとして活用することが可能な状況であったため、継続して使用するための車検に係る費用として消耗品費2千円、手数料8千円、保険料1万2千円、公課費1万5千円をそれぞれ増額いたしております。

以上の財源につきましては、県支出金、前年度繰越金を増額し調整いたしたところで。

続きまして、議第87号 普通河川鍋倉川支川河川災害復旧工事変更請負契約の締結についてでございますが、工事実施に伴う土砂の処理方法を土質改良プラントへの搬出处分としていましたが、今後予定されている田茂沢・蒲沢地区ほ場整備事業において多量の土砂が必要となることが判明したため、土質等を精査した結果、ほ場整備事業に土砂を流用することが可能と判断されました。

そのため、一ノ倉地内に確保された仮置き場への集積が可能となったため537万3千500円を減額するため、次のとおり変更契約を締結することについて提案するものでございます。

事業名	普通河川鍋倉川支川河川災害復旧工事
変更前契約金額	7千293万円（消費税含）
変更後契約金額	6千755万6千500円（消費税含）
契約の相手方	星川建設株式会社 取締役社長 星川 広喜

以上、2件につきまして提案理由を申し上げますが、詳細は、担当課長等から説明申し上げますので、よろしくご審議のうえ、ご可決下さいますようお願いを申し上げます。よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

○栗田議長

どうもありがとうございました。

日程第5 提出議案の説明

○栗田議長

次に、日程第5「提出議案の説明」を求めます。総務課長。

○総務課長

(朗読、説明省略：議案書のとおり)

○栗田議長

どうもありがとうございました。

日程第6 議案審議

○栗田議長

次に日程第6「議案審議」に入ります。

お諮りします。

議事整理の都合上、質疑を、

議第86号の1件

議第87号の1件 とに分けて行い、採決を一議案ごとに行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、質疑を、

議第86号の1件

議題87号の1件 とに分けて行い、採決を一議案ごとに行うことに決定しました。

それでは、議第86号に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

はい、中村議員。

○中村議員

3番中村です。

それでは私からは、一般会計補正予算の福祉燃料についてちょっと伺いたいと思います。

この福祉燃料の補正については、県の交付額が変更になったということで、それをこれまで通り1世帯1万円というふうな、同じに持っていくっていう方向であるというふうな説明だったんですけども、まず一つ伺いたいのは、県でなぜこれ減額だったのかなあというふうなことです。

ただ単に県の財政状況等を見て、まあ下げたっていうならいいんですけども、特段何かしらの理由があって減額された場合は、やはり町でもそれなりの考え、その考えを伺って、町としてさらにどうするかっていうことを考えるんじゃないかなというふうに思いますので、まず

は県の対応をどうだったのか。

それから併せて、これまでですと豪雪対策本部が設置された場合、福祉燃料の交付額、増額されていたというふうに記憶してるんですけども、今回町の持ち出しがかなりこれまでよりも多くなったということで、町にとっても大変なのかもしれませんけれども、これまで通り豪雪の年になった場合は、やはりこれまで通り増額の対応を考えていただきたいというふうに思うわけなんですけども、その2点について伺います。

○栗田議長

健康福祉課長。

○健康福祉課長

はい。ただいまの中村議員からご質問いただきました福祉燃料の件で、県の支出金、灯油購入費の助成補助について、県がどうして減額になったのかということからお答えしたいと思いますが、これはこれまでもずっと県の方では毎年、年度当初は2,500円で、ずっと当初は2,500円できてます。

ここ2、3年物価が高いということ、それから、雪が多く降るってということが県の方で見込んでたと思うんですが、特例ということで、その2,500円にさらに2,500円を上乗せして、大体10月とか11月ぐらいの時期に、「今年は特例で上乗せします」という通知が来て、2,500円のを5,000円に上乗せしてきました。

今回県の方で、じゃあどうして今までここ2、3年特例だったのに、今回特例にしないのかってということになるんですが、詳しいことはちょっと県の方に問い合わせたわけではないんですが、物価の方について、ガソリン税とかその辺もまあ、ちょっとこれ本当に予想なんですけど、ある程度落ち着いてきた。あとは定額減税、じゃなくて暫定税率の部分も見直される動きなんかもあるということを少しく見込んでだと想像はしています。

町の方についてはですね、それに合わせてという考え方もございましたが、やっぱり現状、町内でも結構貧困家庭の方、貧困家庭と申しますか支援が必要なご家庭の方もまだかなり多いですし、今年も雪が少し、結構降るかもしれないということで、そういったことを含んで、今年は町の持ち出しはある程度多くなるけども、去年と同じ1万円ですてみようということでの補正でした。

あともう1点なんですけど、除雪対策費について。豪雪対策本部が設置された場合は、拡充して対応するということは、これはこの福祉燃料の予算が拡充されたこととはちょっとまた別に考えますので、通常通り豪雪対策本部が設置されれば、同じように拡充して対応して参りたいというふうに考えております。以上でございます。

○中村議員

県の方では、やはり県の状況も大変だと思うんですけども、先ほど課長から定額減税とか、これからの動きを見据えてという話と、あとは物価の高騰が落ち着いてきているというか、だ

んだんこう、これまでの物価高が当たり前になってきてるっていうイメージだと思うんですけども、まだいわゆる支援が必要な方の収入っていうのはやはり同じような状況で、その状況の中で物価高というのは大変きつい状況にあるというふうに思います。

それで現在対象となっている条件の方、高齢者のみ世帯とか、いろいろ住民税非課税世帯とかいろいろ区分けあると思うんですけども、その辺の現状と、今後、非課税世帯が増えていくっていうふうな方向なんじゃないかなというふうに思うんですけども。いずれかのタイミングで見直しも必要になってくるんじゃないかなというふうにも考えております。

それで現状の対象の世帯の状況と、今後の対象広げていくなり絞っていくなり、いろいろ考え方あると思うんですけども、その辺どうなっているのかをお願いします。

○健康福祉課長

はい。現在の福祉燃料の購入の事業の対象なんですが、順を追ってちょっと紹介させていただきますが、まず70歳以上のひとり暮らし世帯ですとか、あとは高齢者夫婦の2人暮らし世帯。高齢者というのは65歳以上の2人暮らしになります。それから高齢者のみ、夫婦ではないんですが高齢者だけで住んでるっていう方、65歳以上、その中で、高齢者世帯の中で1人でも70歳以上がいるっていう世帯。ちょっとこの辺は紛らわしくなっておりますが。あと、身体障害者手帳1級、2級を持っている方がいる世帯。それから精神障害者福祉手帳1級、もしくは療育手帳Aを持っている方がいる世帯。それから平成19年4月2日以降に生まれた子供がいる世帯。まあ、未成年ですね。ひとり親世帯です。課税されている別の世帯と同居しているということはその場合は除きますが。それから、介護保険で介護、要介護が4、5、若しくは同程度の状態がいる方の世帯というふうになんとか多岐にわたっています。

生活する中で、やはりあの中村議員がおっしゃる通り、なかなか生活が難しい厳しいという方を対象に考えているところです。

この後、この世帯を拡充していくかどうかというのは、その時のニーズと申しますか、状況に応じて、そういうのも必要になってくるのではないかなと。拡充だったり縮小だったり、ちょっと財源の関係もありますので、ちょっとその場合は、その状況に合わせて判断させていただきたいと思います。以上です。

○中村議員

それでは最後に、冒頭ありました除雪費の支援についてなんですけれども、豪雪になった場合にはこれまで通り増額してもらおうっていうことなんですけれども、以前にも話が出たんですけども、以前は償還払いで除雪の支援を行っていたようなんですけども、近年、どのようになっているのか、ぜひその辺も実際その制度を使われる方の負担にならないようなやり方に変えていってもらいたいと思うんですけども、現在どうなっているのか。最後それ伺って質問終わります。

○健康福祉課長

はい。ただいま中村議員からご質問ありました償還払いにつきましては、ご質問にある通り、当初ずっと償還払いだけでやってきました。ですが、やっぱりおっしゃる通り一時的にでもお金を立て替えて払うということが厳しい世帯もいらっしゃると思いますので、正確な日にちはちょっと、今資料ありませんけども、去年ぐらいからですね、立て替えをしないで、ご自分の負担分だけを事業所に払っていただいて、その残りの分を役場の方から直接業者の方、もしくはそのお願いした方に支払うということで、そういう制度を拡充しておりますので、その辺は大丈夫というか、はい。対応しております。以上です。

○栗田議長

他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これで、議第86号に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議第86号を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

（賛成者挙手）

全員賛成 よって、

議第86号は、原案のとおり可決されました。

次に、議第87号に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

中村議員。

○中村議員

はい。3番中村です。

この鍋倉川、この、一昨年の豪雨によって被害を受けたわけなんですけども、これは激甚災害ということで、町にとっては大変不幸中の幸いというか、国の対応にありがたいなというふうに感じているところです。

それで今回の補正なんですけれども、減額ということで、これもできるだけ経費を削減していただくという考え方のもとでされたのかなあとということでもありますけれども、一つ伺いたいのは、これからこの土砂を運搬する計画なのかっていうことです。

それ一つはまだ稲刈り終わってなくて、結構あの、ちょうど安沢過ぎたあたりはかなり狭い状況もあるんで、なかなかまだ農繁期、稲刈りある中で、これから大型トラックが結構通行するのかなあとというふうに思うわけなんですけれども、ぜひある程度農家の方の都合も考えていただいて工事に当たってもらいたいということが一つ。

それから、もしももう既に運んでいるとすれば、これ手続き上問題ないのかなあというふうなこともちよつと思つたところです。この工事については、今回の予算とはそれほど関連性がなくて、今回予算だけの変更だつてということならいいんですけれども、実際この提案理由の説明には運搬の方法まで書いているってことで、今回の議決を経た後でなければ運搬できないのかなというふうにもちよつと思つたんですけれども、その辺一つは、地域住民のいろいろ状況を勘案して運搬を行っていただきたいという要望と、それから、今回の手続き上まだ運んでないとすれば別にいいんですけれども、もしも運搬されているとすれば、手続き上大丈夫なのかなというふうになって、二つお願いします。

○栗田議長

環境整備課長。

○環境整備課長

はい。それでは、中村議員のご質問にお答えいたします。

まず最初に運搬の件でございますけども、もちろんこれ今、これから議決いただく予定でございますので一切運搬はしてございません。工期が10月31日となっておりますので、その間に今、議決後31日まで行う予定でございます。

またその運搬に関しましては、工期が10月31日までということで、先ほどの大型トラックの交通等を十分気をつけながら運搬して参りますのでよろしくお願いいたします。

なお場所につきましては、一ノ倉から一般県道稲沢・下野明線、一ノ倉から坂を上って稲沢方面に向かって、左手上り切ったところが左手のところでございまして、こちらあの産業課の方で田茂沢・蒲沢地区の経営ほ場整備事業で確保しているストックヤードでございまして、そちらに運んで置いて、こちらに土砂を置いて、それを再利用していただくような形で、地元にも十分貢献し、工期についても全く問題なし、経済性についても減額されるということでしておる事業でございますので、農繁期の大型トラックには十分注意して行いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○中村議員

これから運搬に入るってことで、ぜひその辺も勘案していただいて、併せて県道ですんで、その状況を見て県への補修等お願いできれば、ぜひしていただきたいというふうに思います。

ぜひ、ほ場整備、大変町にとっても大きい事業ですんで、ぜひ早目に完了するように、町の方でもご協力をお願いして質問を終わります。

○栗田議長

他に質疑はありませんか。

須藤議員。

○須藤議員

5番須藤です。議第、今の議第、なんぼだっけ。87か。同じ中村議員の87号でお願いします。

今課長の方から説明いただきましたということで、鍋倉川災害復旧の残土ですね。あそこ一ノ倉のところに一時堆積してということだろうと思います。それでですね、ちょっと、やはりここを確認しておきたいんですが、今後、この工期が10月31日までということで搬入されると思いますが、その後ですね、その堆積されたものを管理、その一帯の管理、この所有者から借り入れる責任者は町ということになると思いますが、管理に関しては星川さんの方では、工期内にそこに堆積すると。その後の管理は町の方で管理すると。或いは今後ほ場整備の事業始まるわけなので、これは県が窓口になってますので、その堆積に関した土砂に関しては県が管理するのか、ということをやまず1点。

この事業終わった後ですね、その堆積された土砂の管理はどこになるのかという。それから置いた場所は課長が確認されてると思うんですが、何か既に土砂があるんですよね、あります。道路から見えますのでかなりの量が入っています。それは別の案件で置かれたものなのかわかりませんが、その辺も確認していただきたいと。

それで、その堆積されるところの場所の裏に民家があるんですよ。その量の問題にもなると思いますが、直接ちょうど傾斜があって、ちょっと高台なんです、その堆積する場所が。一ノ倉が上り切ったところなんで、ちょっと高台にあります。そこにまた堆積するふうで、裏に直接その民家の方に、傾斜になっている状況の場所です。ここよく確認して欲しいんです。

例えばいろんな豪雨の時に、その土砂がですね、どういうふう流れ込むかわかりませんが流れる可能性が十分ありますよね。何もこうフェンスがあるわけじゃないし。土砂を止めるような柵を作ってそこに置くということでもないようですので、その辺の災害の今後、そのほ場整備に関しては10年もかかると言われてますので、その堆積の管理、県がするのか、町がしていくのか。それから、災害の時の対応まで十分考えての今回の事業となっているか、お願いしたいと。この2点。

○栗田議長

産業課長。

○産業課長

はい。ほ場整備に関わる一時的な残土の置き場ということで、私の方から回答させていただきます。

一時堆積扱いということで、ほ場整備の土壌として使うための堆積場を確保しているところでございます。すでに運んでいる残土っていうのは、須藤議員からもおっしゃられてますけども、残土についてはグリーンバレーカムロの迂回コースの土砂流出分、土砂掘削分を運ばせていただいております、それが今、設計上では1,300立米については、すでに運んでいるところでございます。

今後の管理になりますけども、これにつきましては、町で管理していくこととしているところでございます。

堆積方法になりますけれども、堆積方法についてはご指摘のとおり、その場所から民家がかなり下がっているということもありますので、積む場所の指定をしております、稲沢側から積んで参ります。高さについても、2メートル程度を現在予定しておりますので、万が一の災害などで土砂流出までっていうことはまずはないものと今は想定しているところでございます。

まだまだ蒲沢地域のほ場整備に伴う残土、伴う土がかなり不足することも見込まれますので、この場所に限らずストックできる場所については、今後も確保していく必要があるものと考えているところでございます。

ちなみに残土置き場の面積になりますけれども、一応地籍上で拾いますと、5,248平米、約5反2畝ほどの面積を現在確保させていただいておりますし、地権者についてはすでに了解を、蒲沢地区の方々4名の方から了解を得ておりますし、侵入路等の確保についても、ご協力をいただいているところでございます。以上です。

○須藤議員

災害の危険性はないとは言えないと思いますが、低いという設定で場所の設定をしたということであります。

管理に関してはですね、町が管理していくということですので、一時といえどもですね、ほ場整備に関して10年もかかりますので、一気に単年度に使うってことじゃないと思いますので、この辺の管理をやはり町が責任持ってやっていただけるということをお願いしたいと思います。

あとですね、地権者4名の了解を得たというお言葉ですが、この得たという中身ですよね。つまり、借地料が発生しないのか。発生すると今後の協議の中でそういう借地料もあるんだよということであれば、この4者とはどういうふうな話になっているのかをお願いしたいと思います。

○栗田議長

産業課長。

○産業課長

はい。田茂沢、蒲沢地区の方々との話し合いの中では、現在のところ無償でお貸ししていただけるということで了解を得て、事業を進めているところでございます。以上です。

○須藤議員

はい。わかりました。よろしくお願いします。

○栗田議長

他に質疑はありませんか。

ないようですので、これで、議第87号に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議第87号を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

（賛成者挙手）

全員賛成 よって、

議第87号は、原案のとおり可決されました。

これで議案審議を終わります。

これで、本臨時会の日程は、全て終了しました。

これをもちまして、令和7年10月 金山町議会臨時会を閉会します。

どうもご苦勞様でした。ありがとうございました。

（10時41分）

地方自治法第123条の規定により署名する。

議 長

署名議員

署名議員